2021 年度事業計画

2021年度は、認定制度及び自己点検の運営、セミナー及び会員研修の実施、機密文書処理市場の動向把握の3つの領域で事業を実施します。

1 認定制度の運営

新型コロナウイルスの感染防止のため、昨年度は適合証明検査の実施を見合わせました。今年度は、新型コロナの感染状況にもよりますが、検査申請中の正会員の適合証明検査を実施する予定です。検査結果を踏まえて、適合証明検査基準(以下、「基準書」という。)の内容について第三者検査機関と協議し、必要に応じて基準書の改訂を行います。また認定正会員に対しては、維持点検を行います。

2 自己点検

認定制度の導入により、正会員による自己点検の実施は任意となりましたが、年一回の内部監査としてその実施は推奨されます。自己点検実施の報告があった正会員は、2022年4月にホームページで公表します。また、昨年改正された個人情報保護法など関連法規制の改正状況を確認し、必要に応じて「自己点検と評価の解説書」を改訂します。

3 オンライン特別セミナー

機密情報の抹消に関連する法規制の一つである個人情報保護法は、3年に1度の頻度で見直しを行うことになっています。2020年の改正では、事業者が遵守すべき責務や罰則規定が厳格化されています。こうした改正点を踏まえて、定時社員総会終了後に「事業者が遵守すべき履行義務」をテーマに「オンライン特別セミナー」を開催します。

4 機密抹消セミナー

機密抹消セミナーを実施します。セミナーの実施形態としては、大きく「オンラインセミナー」と「リアル(会場開催型) セミナー」がありますが、今年度はオンラインでの配信を前提に準備をすすめます。またセミナーの個別テーマについては、法規制、電子情報(デジタル情報)の抹消、保存媒体のリサイクルなど近年の動向を踏まえて検討することとします。

5 会員研修

会員研修を実施します。研修の参加者は、少人数($5\sim10$ 名)とし、必要に応じて複数回開催します。また実施形態は、オンラインを前提に準備を進めるものとします。

6 会報の発行

機密情報の管理と抹消に関連する情報を収集し、会報『機密抹消』(春号と秋号)を発行します。最近の機密文書処理市場の動向などをまとめて掲載する予定です。

7機密文書処理市場に関する実態調査

機密文書処理市場は、機密データ(情報)の抹消と記録媒体の処理(リサイクル)で構成されています。昨年度は電子情報の抹消に関する NIST のガイドラインを中心に動向を整理しましたが、今年度は記録媒体の処理(リサイクル)を含めてより体系的な実態調査(文献調査)を実施します。